

次期ごみ処理施設建設事業に関する申し入れの決議

我々、羽島市議会は、平成 18 年 12 月の岐阜羽島衛生施設組合による次期ごみ処理施設の候補地の発表以降、平成 22 年 12 月及び平成 23 年 11 月に当該施設の建設に関する決議を行うなど、二元代表制たる地方自治体のなかで、一貫して推進の立場からその役割を担ってきた。

現市長就任後のさる平成 25 年 1 月 28 日には、岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設建設プロジェクト委員会において、過去の取り組みの総括を行うことにより、今後の進め方を定める「岐阜羽島衛生施設組合 次期ごみ処理施設建設事業の点検と今後の進め方」が決定されたとの報告を受けた。

その後、当該定めに従い、羽島市において、市民説明会の開催や広報紙での周知のほか、専任体制の構築などの取り組みが行われた。平成 25 年 12 月市議会定例会において、行政意思決定機関たる市長が直に地権者面談を行った結果として、反対者の承諾を得ることが困難との感触を得たとの報告を受けたところである。

言うまでもなく、当該施設は、市民が安心して生活し、健全な都市活動を継続するには必要不可欠であり、事業の進捗が羽島市民 6 万 8 千人のみならず、岐阜羽島衛生施設組合の構成市町の住民に深刻な影響を及ぼすものである。

また、次期ごみ処理施設建設事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）により、市町村の責務とされた一般廃棄物の処理のうち処理並びに処理施設の建設及び維持に関する事務を共同処理することとして、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき設置された一部事務組合たる岐阜羽島衛生施設組合において、平成 18 年 12 月に同組合議会を経て決定したものである。

これらのことから、用地交渉は羽島市が責任を持って行うとの約束が過去においてなされていると聞き及んでいるものの、候補地発表以来 7 年を経過した現状を鑑みるに、ことここに至っては、事業者としての岐阜羽島衛生施設組合が看過すべき状況にはないとの判断から、今後の活路を見出すためには、事業者たる岐阜羽島衛生施設組合において、今後進めるべき方策及び組合全体としての取り組みを積極的に進めることを申し入れるものである。

以上、決議する。

平成 25 年 1 2 月 2 5 日

羽 島 市 議 会